

# お読みください

## 1 企画・制作会社とは

一般的に「デザイン会社」と呼ばれていますが、デザインする事が目的ではなく、商品やサービスを広く知ってもらうためのツールを制作する会社とご理解ください。

SP(セールスプロモーション)やパッケージは、投資に対して効果がより大きくなければなりません。「デザイン」と言うと莫大な費用がかかるとお考えの方もいらっしゃると思いますが、デザインにかけた経費に対し効果が低い場合、それは良いデザインとは呼べないでしょう。

現在可能な範囲の投資で、「良い商品が良い商品であること」、「優れた思想とこだわりの下に作られていること」を伝え、成果(売上げ増・知名度増)を生み出すのが私共の仕事であると考えています。無名の良い商品をより多くの人に知ってもらう。そうして商品の名、企業の名が広がって行き、共に弊社の名も広がってゆく。そう、例えるならデザイン会社は、御社と共に共存する寄生虫なのです。

## 2 より良い関係を築くために

まずは弊社が御社への理解を深めることから始まります。そのために、御社の商品・サービスのラインナップや過去の広告物、想定顧客等、可能な限りの情報をご提供いただきたいと思っております。消費者が御社をより深く理解できるように、セールスプロモーションは長期的な視野に立って行います。「今だけ売ればいい」は目指しません。

制作作業に入る前にヒアリングをさせていただきますので、企業の想い、商品への想い等を十分にお聞かせください。将来につながる広告物の制作と、末永いお取引をさせていただくための基礎資料となりますので、ご理解頂き時間を割いていただきますようよろしくお願いいたします。

また、企画・製品会議やオリエンテーション等、御社内における会議にも積極的に呼びかけください。特にパッケージ商品やノベルティー、サービス産業の場合、市場・消費者を軸にしたコメントをさせて頂けるかと思います。社内会議に制作会社を呼ぶ事に抵抗がある方もいらっしゃるようですが、別途費用は発生しませんので、弊社の企画・制作会社としてのノウハウを十分にご活用ください。

## 3 商品はアイデアです

メディア選別からPR方法、ターゲットや演出などを決定し、企画書～ビジュアル成果物である「デザイン」が生まれます。基本的にアイデアの強化と選別は弊社内で責任を持って行い、ご提案は1案をもって行います。発注段階で「5案出してほしい」等のご要望にはお答えできませんのでご了承ください。複数案の依頼に対してクオリティーを下げ対応したり、複数人の社内デザイナーを起用して対応する会社もありますが、どちらも商品の品質を下げることになりますので行っておりません。商品として提出する以上、それが当社のザ・ベストでなければならないと考えております。が、ザ・ベストが複数案発生した場合は、コンセプトワークと共にご説明させていただきますので、御社にてご検討ください。

## 4 ご要望に関して

制作に入る前に御社のご要望は全てお聞かせください。制作に入ってからの仕様変更は、別途費用が発生もしくは新規制作費をご請求する場合がありますのでご注意ください。弊社では御社の「顧客」にアピールすることを最優先に制作をおこなっておりますが、御社にそれ以外の目的がある場合、見解のずれが発生します。製作意図は詳細にご説明させていただきますが、その

上でなお相違がある場合はその旨お伝えください。この際「私は赤が好きだから」等、個人的な嗜好に基づく指示に関してはお受け致しかねます。

## 5 制作物の権利について

弊社の制作物について、オリジナルデータの引渡しが必要な場合、別途データ納品のための費用が発生しますのでご了承ください。また、弊社のプレゼンテーションでの発言、企画書、試案等、有形・無形を問わず弊社に著作権が帰属するものの無断利用は法律違反となります。著作権には以下のように、著作財産権と著作者人格権の2つがあります。

著作財産権		著作者人格権
複製権	二次的著作物の創作権	公表権
上演権・演奏権	二次的著作物の利用権	氏名表示権
上映権	頒布権	同一性保持権
公衆送信権	譲渡権	
口述権	貸与権	
展示権	翻訳・翻案権	

上記2つの権利の内、著作者人格権は販売・譲渡・放棄が出来ない事が法律で決められています。よって著作者人格権は株式会社ウェッジに帰属する事になります。

弊社の企画、及び制作物は、著作財産権を販売する事により成立します。弊社の企画・制作物に対して、御社が所有する事になる権利は、著作財産権のうち以下の項目になります。

著作財産権	
複製権	頒布権
上演権・演奏権	翻訳・翻案権(必要に応じて)
上映権	
公衆送信権	
口述権	
展示権	

現在日本の法律上、著作物(弊社では主に企画書・コピー・文章・デザイン・イラスト・キャラクター等)は、それが完成した時点で著作権が自動的に発生しますが、弊社制作物の内、実際に御社がセールスプロモーションに使用する弊社著作物に関しては、原則として弊社は氏名表示権を行使しません。

<p><b>■著作者人格権</b></p> <p>公表権(無断で公表されない権利) 著作物について、「公表するかしないか」を決定できる権利</p> <p>氏名表示権(名前の表示を求める権利) 著作物を公表する時に「著作者名」を「表示するかしないか」表示するとすれば「実名(本名)か変名(ペンネーム等)かなど」を決定できる権利</p> <p>同一性保持権(無断で改変されない権利) 著作物の内容や題号を、自分の意に反して無断で「改変(変更・削除等)」されない権利</p>	<p><b>■著作権(財産権)</b></p> <p>複製権(無断で複製されない権利) 手書き、印刷、写真撮影、複写、録音、録画、ハードディスクの蓄積など、どのような方法であれ著作物を「形のある物に複製する(コピーする)」ことに関する権利で、すべての著作物を対象とする最も基本的な権利</p> <p>上演・演奏権(無断で公衆に上演・演奏されない権利) 著作物を公衆向けに「上演(演劇等の場合)」したり「演奏(音楽の場合)」したりすることに関する権利で、CDやDVDなどの「録音物・録画物」を再生することや、離れた場所に送信して見せたり、聞かせたりすることも含まれます。</p> <p>上映権(無断で公衆に上映されない権利) 著作物を映画(テレビ等)を用いて、公衆向けに「上映」する(スクリーンやディスプレイに映し出す)ことに関する権利で、「現物を直接見せる」という場合は含まれません。インターネットを通じてディスプレイに映し出して公衆に見せる行為も上映に当たります。</p> <p>公衆送信権(無断で公衆に送信されない権利) 著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利であり、公衆向けであれば無線・有線を問わず、あらゆる送信形態が対象となります。</p> <p>公の伝達権(無断で受権による公の伝達をされない権利) 公衆送信された著作物を、テレビなどの受信装置を使って公衆向けに伝達する(公衆に見せたり聞かせたり)ことに関する権利です。テレビ受信機などによって番組を公衆に見せる行為は、原則として無断で行ってはならないとされています。</p> <p>口述権(無断で公衆に口述されない権利) 「言語の著作物」を、朗読などの方法により口頭で公衆に伝達することに関する権利です。「口述」には口頭で録音された著作物を再生することや、著作物の口述を離れた場所にあるスピーカー等に送信して伝達することも含まれます。</p> <p>展示権(無断で公衆に展示されない権利) 「美術の著作物の原作品」と「未発行の写真の原作品」のみを対象として付与されている権利で、これを公衆向けに「展示」することに關する権利です。通常、絵画が売買されても、「著作権」は譲渡するよう契約が行われていない限り、著作権者が引き続き持っています。</p> <p>譲渡権(無断で公衆に譲渡されない権利) 著作物を公衆向けに譲渡することに関する権利です。</p> <p>貸与権(無断で公衆に貸与されない権利) 著作物を公衆に「貸与」することに関する権利です。貸与にはどのようなる方法とするかを問わず、貸与と同様の使用の権限を取得させる行為、例えば貸与 特約付譲渡等も含まれます。「非営利目的で無料」の貸与については例外があります。なお図書館などの館内貸出しは、著作権法上「貸与」には該当しません。</p> <p>頒布権(無断で公衆に頒布されない権利) 「映画の著作物」「映画、アニメ、ビデオなどの「録音されている動く画像」の場合に限り「譲渡」と「貸与」の両方を対象とする「頒布権」という権利が付与されています。</p> <p>二次的著作物の創作権(無断で二次的著作物を「創作」されない権利) 著作物原作を翻訳、編曲、変形、節色、映画化などにより創作的に加工することによって「二次的著作物」を創作することに関する権利です。</p> <p>二次的著作物の利用権(無断で二次的著作物を「利用」されない権利) 著作物(原作)から創られた「二次的著作物」さらに第三者が利用すること(「二次的著作物」を利用すること)に関する原作者の権利です。</p>
--	--

# 制作のフローチャート

